

## 下関市体験受入ヤングファーマーズサポート事業若手就農体験者募集要領

### 1 目的

若い世代の新規就農希望者を確保するため、下関市内の若手農業者で構成する指導団体での就農体験（以下「体験」）を通じ、作物栽培・畜産・経営等の基礎を学び、将来的に市内での新規就農を目指す若手就農体験者を募集します。

### 2 実施主体・受入体制

実施主体：下関市（農林水産振興部農業振興課）

受入先：市が作目等を考慮し選定した市内の指導団体（申請年度（令和8年度）の4月1日現在で50歳未満の農業経営者3名以上で構成、単一経営主体でない任意団体）

体験場所：各指導団体の圃場・施設（下関市内）

指導方式：現場での栽培管理、農機具操作、家畜管理、経営管理等  
労働力提供を主目的としない。

体験の概要：

体験品目	体験月数	月実施日数	給付金
2品目以上を選択（最大4品目） 「水稲」 「大豆」 「果樹（梨・ぶどう）」 「露地野菜（ズッキーニ・ピーマン）」 「露地野菜（キャベツ）」 「露地野菜（キャベツ・高菜）」 「施設園芸花き」 「酪農」	1か月単位 で選択 （最大4か月）	月20日以上 ※1日8時間 程度	月額 176,000円 （最大4か月）

※選考を行い、「体験品目」、「体験月数」を決定します。

### 3 体験期間・日程

期間：1 か月～4 か月（上限4 か月）

開始時期は受入先と個別調整（令和8年6月～）

実施日数：月20日以上を1か月として算入（非連続月の組合せ可）

1日8時間程度（受入先と調整）

### 4 支援内容（給付金）

若手就農体験者支援給付金：月額176,000円×体験月数（上限4か月）

最大704,000円

給付方法：月次で申請・審査後に給付（当該体験月の翌月末までに提出）

給付要件（抜粋）：当月の体験日数20日以上、所定様式の提出、要件適合の  
継続

### 5 応募資格（就農体験者）

下関市内での就農を希望する方

年齢：申請年度（令和8年度）の4月1日現在で50歳未満

親族関係：受入先の代表者又は主たる指導者と3親等以内の親族でない  
こと

雇用関係：受入先又は主たる指導者と過去に常勤雇用契約がなく、体験中および体験後に常勤雇用契約を締結しないこと

意欲・姿勢：就農への強い意欲があり、若手農業者コミュニティへの参加と地域農業の維持・発展に協力する意思があること

保険：体験中の不慮の事故に備え、傷害保険に加入できること（加入必須）

その他：暴力団員等でないこと

### 6 定員

若干名

### 7 募集期間・スケジュール（予定）

募集期間：令和8年4月1日（水）～令和8年5月29日（金）

面接：令和8年6月3日（水）

合否決定：令和8年6月上旬

体験開始：令和8年6月以降、順次

## 8 体験費用（参加者負担）

傷害保険料（加入必須、各自手配）：各自負担

作業服・長靴等の消耗品：各自負担

交通費・食費等：各自負担

受入費用（体験に必要な農業用資材等の原材料費）：参加者負担なし

## 9 申込方法

事前相談：下関市農林水産振興部農業振興課

申込書入手先：下関市農林水産振興部農業振興課窓口又は下関市ホームページ

提出先：下関市農林水産振興部農業振興課

（〒750-0005 下関市唐戸町4-1 カラトピア4階）持参又は郵送

提出期限：募集期間の最終日必着

問い合わせ：TEL 083-231-1228

## 10 提出書類

下関市体験受入ヤングファーマーズサポート事業若手就農体験参加申込書（様式1）

身分証明書の写し（年齢確認用：運転免許証、住民票写し等）

## 11 選考方法

書類選考：応募要件適合性、意欲、体験希望作目等を確認

面接選考：市担当者等が面接（受入団体面談を併せて実施する場合あり）

受入先決定：市が作目・適性等を勘案し指導団体を選定しマッチング

結果通知：合否を郵送で通知

12 体験開始までの手続

受入先との確認書締結（就農体験に関する確認書：体験期間、守秘義務、保険加入、日誌作成等）

傷害保険加入の確認

体験計画の確定（期間・日程・作目 等）

13 体験期間中の留意事項

体験日誌（所定様式）を毎日作成・提出

月20日未満の体験月は給付金対象外

安全確保・衛生管理・受入先の指示遵守、守秘義務の履行

病気・災害等で休止・中止が必要な場合は速やかに市へ届出（様式提出）

14 給付金の申請・支給手続（合格者向け）

月次申請：体験月の翌月末までに、体験実績（月次）状況報告書、体験日誌を市へ提出

市の審査を経て給付（予算の範囲内）

不正・要件違反等の場合は決定取消・返還の対象

【問い合わせ・申込先】

下関市農林水産振興部農業振興課

住所：〒750-0005 下関市唐戸町4-1（カラトピア4階）

TEL：083-231-1228

（平日8:30～17:15 ※令和8年6月1日以降は平日9:00～16:30）